

平成 19 年 4 月 18 日

# 資 料

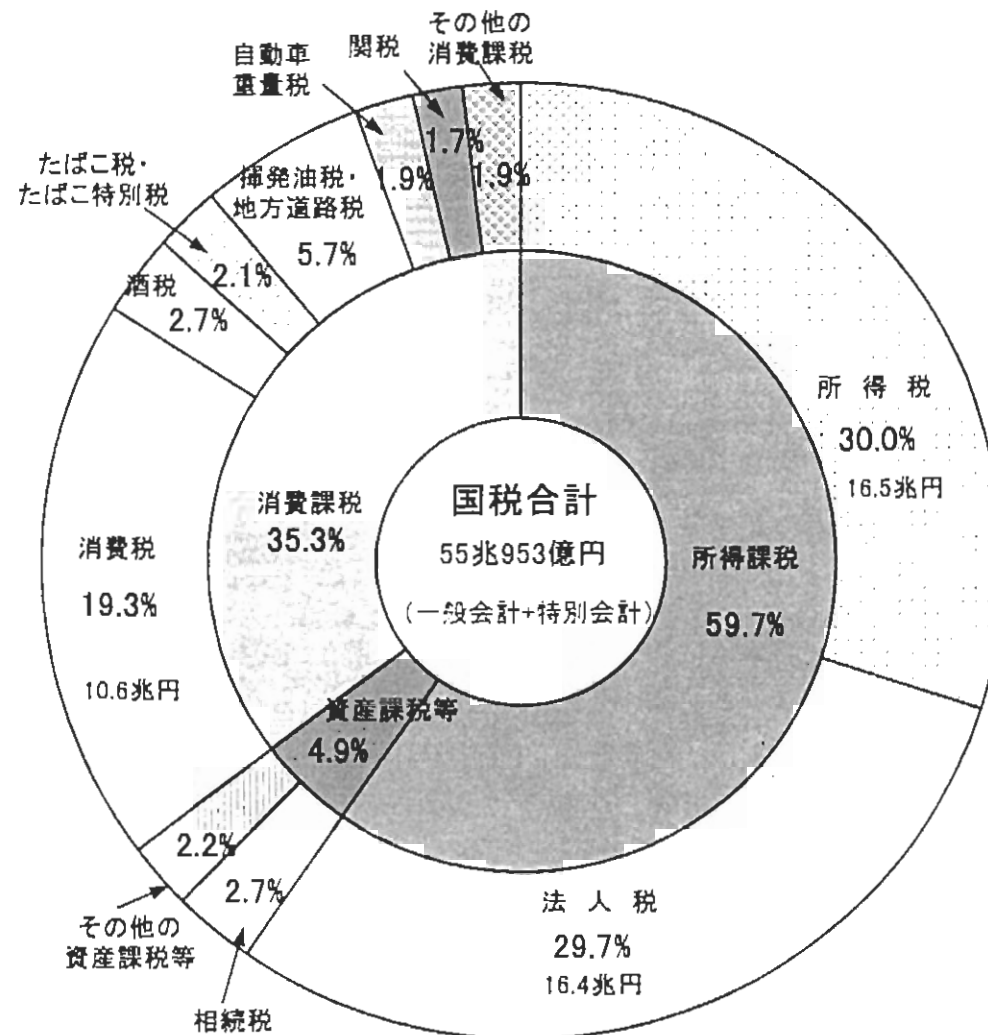
財務省主税局税制第二課

国税庁酒税課

## 消費課税の概要(国税:平成19年度予算)

(単位:億円、%)

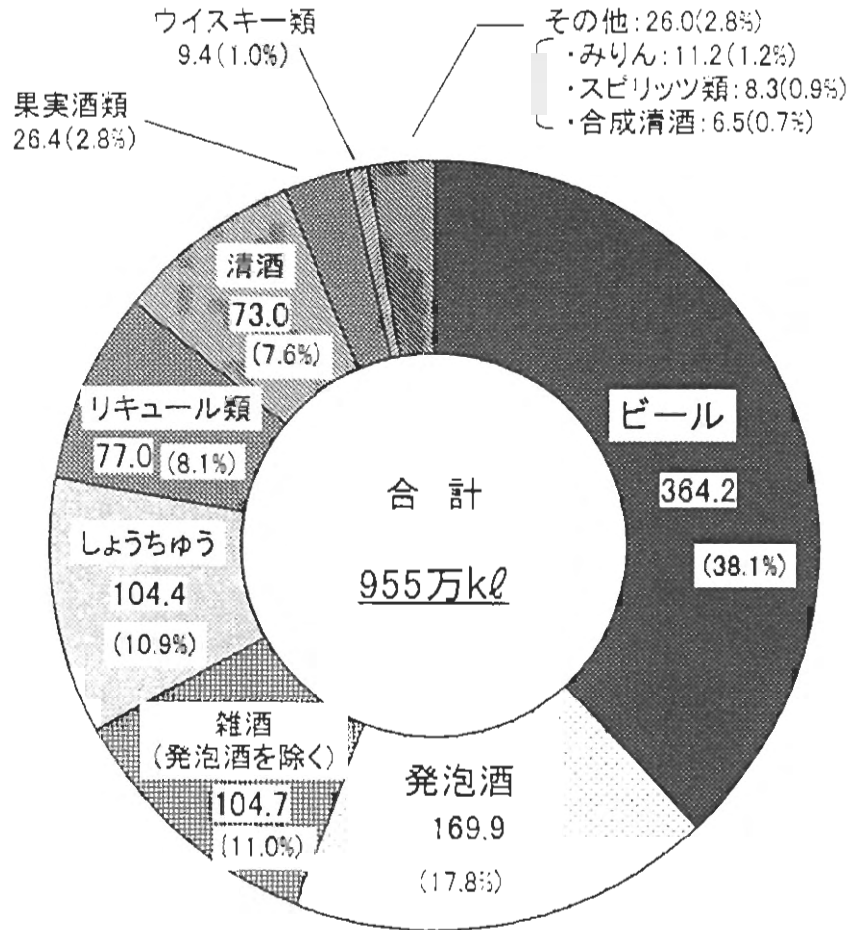
税目	平成19年度	
	予算額	構成比
消費税	106,450	19.3
酒税	14,950	2.7
たばこ税	9,260	1.7
たばこ特別税	2,138	0.4
揮発油税	28,449	5.2
地方道路税	3,044	0.6
石油ガス税	280	0.1
自動車重量税	10,740	1.9
航空機燃料税	1,099	0.2
電源開発促進税	3,460	0.6
石油石炭税	5,330	1.0
関税	9,290	1.7
とん税	90	0.0
特別とん税	113	0.0
<b>消費課税計</b>	<b>194,693</b>	<b>35.3</b>



# 酒税の課税実績(平成17年度)(概数)

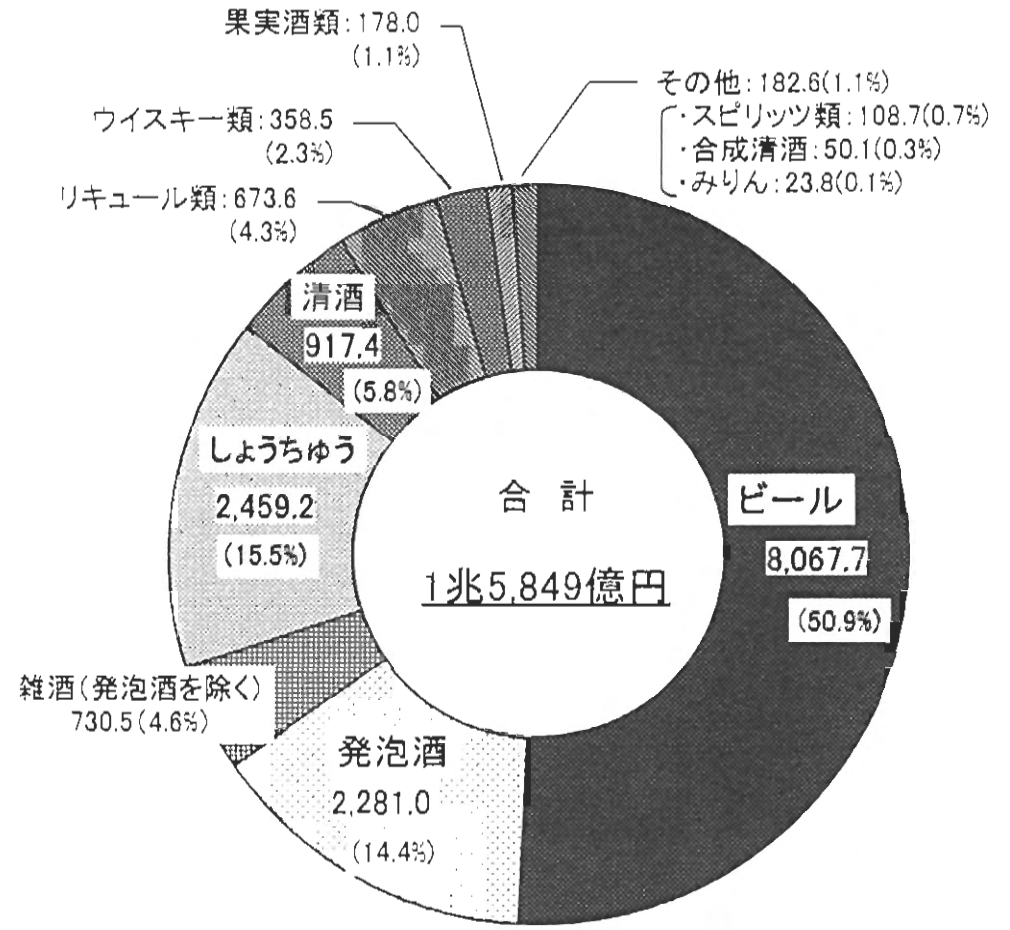
**課税数量**

(単位: 万kℓ)



**課税額**

(単位: 億円)



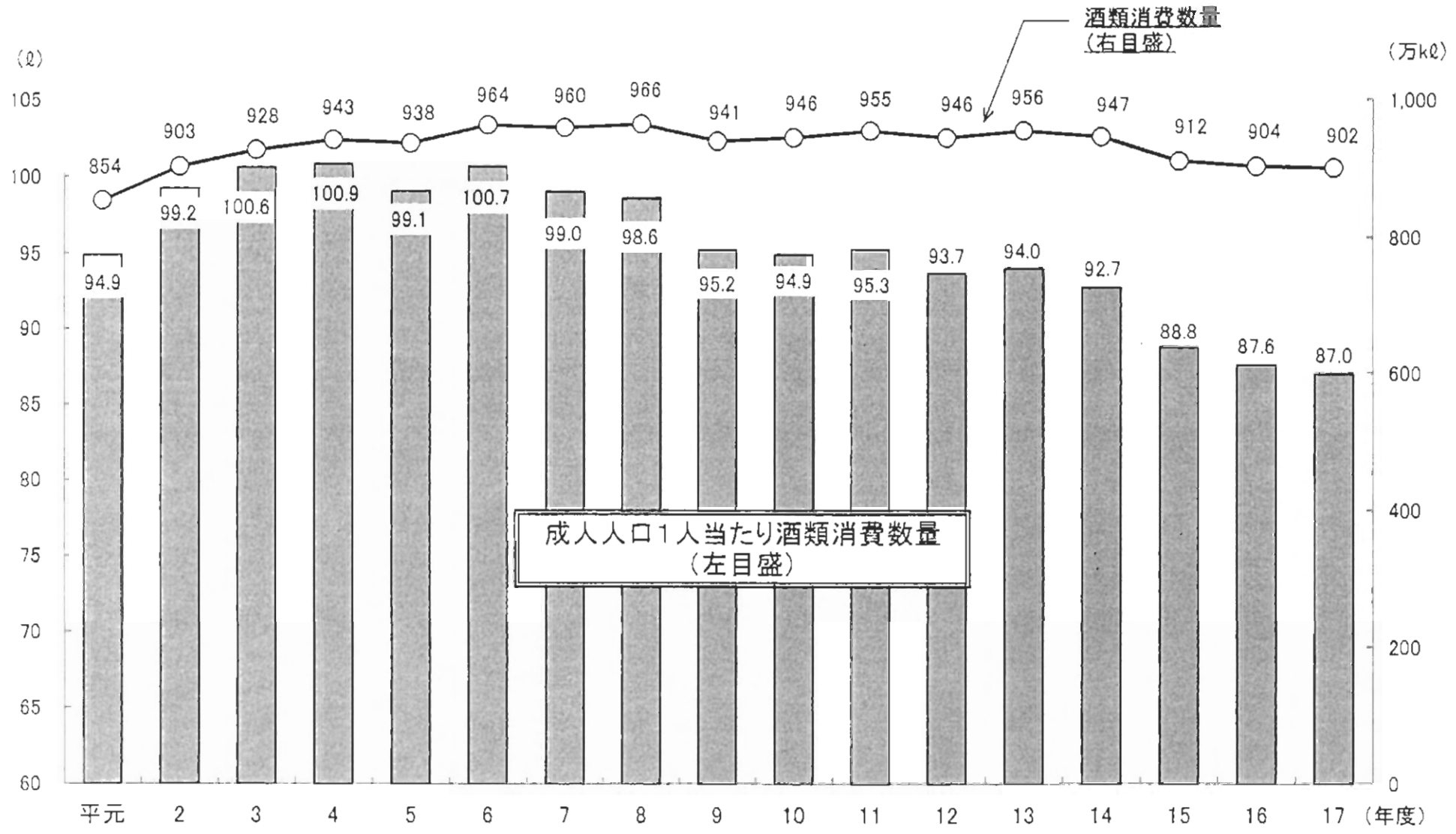
(備考) 1. 国税庁調べ。  
2. ( )内は構成比。

## 酒 税 の 税 率

区 分	税 率 (1kℓ当たり)	アルコール分 1度当たりの加算額
発 泡 性 酒 類	220,000円	—
発泡酒（麦芽比率25～50%未満）	178,125円	—
"（麦芽比率25%未満）	134,250円	—
その他の発泡性酒類 （ホップ等を原料としたもの（一定のものを除く。）を除く。）	80,000円	—
醸 造 酒 類	140,000円	—
清 酒	120,000円	—
果 実 酒	80,000円	—
蒸 留 酒 類	(アルコール分20度) 200,000円	10,000円
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	(アルコール分37度) 370,000円	10,000円
混 成 酒 類	(アルコール分20度) 220,000円	11,000円
合 成 清 酒	100,000円	—
みりん・雑酒（みりん類似）	20,000円	—
甘味果実酒・リキュール	(アルコール分12度) 120,000円	10,000円
粉 末 酒	390,000円	—

- (備考) 1. 発泡性酒類・・・ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分10度未満で発泡性を有するもの）
2. 醸造酒類・・・清酒、果実酒、その他の醸造酒（その他の発泡性酒類を除く。）
3. 蒸留酒類・・・連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ（その他の発泡性酒類を除く。）
4. 混成酒類・・・合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒（その他の発泡性酒類を除く。）

# 酒 類 の 消 費 動 向



(備考) 消費数量は国税庁調べ。  
成人人口は総務省統計局の人口推計年表による。

## 製造免許制度の概要

### 1. 酒類の製造については、酒税の保全を図るため免許制を採用

- 酒税は酒類の製造者が納税（製造者が酒類を製造場から移出する時に課税）する仕組み
- 酒税は高率であり、その税収も国家財政上重要な地位を占めている

- 財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）  
（任務）

第 3 条 財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第 4 条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十九 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること。

- 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）  
（納税義務者）

第 6 条 酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務がある。

（酒類の製造免許）

第 7 条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。

### 2. 製造免許については、納税を確保するため、最低製造数量基準を満たすことが要件

- 最低製造数量基準は、採算性の観点から、一般に製造コストを回収するのに必要な水準としている

(主な酒類の最低製造数量基準)

- ・ビール 60kℓ (350ml 換算で年間約 171,000 本)
- ・清酒 60kℓ (1.8ℓ 換算で年間約 33,000 本)
- ・連続式蒸留しょうちゅう 60kℓ (1.8ℓ 換算で年間約 33,000 本)
- ・単式蒸留しょうちゅう 10kℓ (1.8ℓ 換算で年間約 6,000 本)
- ・果実酒 6kℓ (750ml 換算で年間約 8,000 本)

(酒類の製造免許)

第7条

- 2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

**3. 免許者に対しては、適正な課税を期すため、各種の義務を課し、監督を徹底**

- 製造過程及び流通経路等を確実に把握するため、酒類の製造者及び販売業者に対して、酒類の製造、貯蔵、販売に関する事実について記帳義務を課している
- 酒税事務に従事する税務職員に対して、酒類の製造者及び販売業者への質問検査権を付与している  
(検査できる物件)
  - ・ 酒類の販売業者が所持する酒類
  - ・ 酒類の製造、貯蔵、販売等に関する一切の帳簿書類
  - ・ 酒類の製造、貯蔵又は販売上必要な機械、器具、原料 等

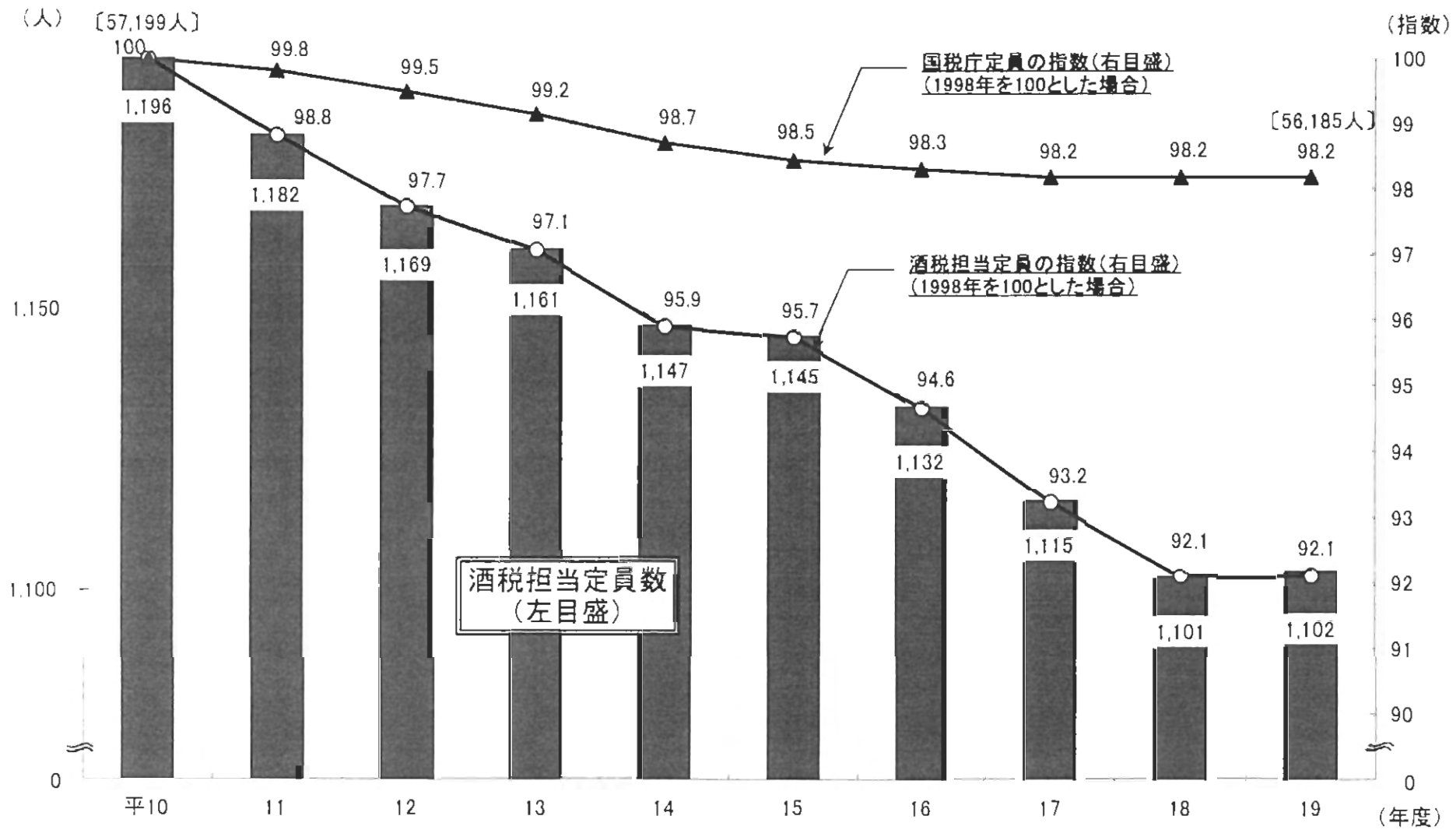
(記帳義務)

第46条 酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者は、政令で定めるところにより、製造、貯蔵、販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。)又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(当該職員の権限)

第53条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者に対して質問し、又はこれらの者について次に掲げる物件を検査することができる。

# 酒税の税務執行体制



(備考) 酒類製造場 5,996場 (平成18年3月31日現在)  
 酒類販売場 210,452場 (平成18年3月31日現在)

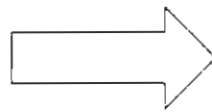


## 構造改革特区における酒税法の特例の概要

### 《構造改革特別区域法第 28 条》

- 構造改革特別区域内で農家民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として、濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととする（平成 15 年 10 月 1 日施行）。

酒類の年間製造見込数量  
が一定量に達しない場合  
(濁酒の場合は 6 kℓ：一  
升瓶 3,333 本分)、製造免  
許を受けることができな  
い。



都市と農村の交流の活性化に資するよう、農  
家民宿や農園レストランを営む農業者が、自  
ら生産した米を原料として濁酒を製造する  
場合には、最低製造数量基準を適用しないこ  
ととし、酒類製造免許を受けることを可能と  
する。

- (注) 1. 特区認定件数・・・74 件（平成 19 年 3 月現在）  
2. 免許付与件数・・・85 場（平成 19 年 3 月現在）

## 構造改革特区評価委員会の「どぶろく特区」に対する評価意見（平成18年1月）

### ○ 評価

その他（別途、評価委員会が適当と認める時期に評価を行う。）

### ○ 評価の判断の理由等

全国展開により発生する弊害の有無について 現時点では判断できない。

### ○ 今後の対応

規制所管省庁によれば、国税局等による濁酒製造事業者に対する記帳指導・申告指導及び税務署等による制度の広報・周知活動を行っているが、認定特区において記帳が正しく行われていない等の非違が多数確認されたとのことである。また、本事業の実施に伴って酒税の指導・調査事務が増加し、税務執行コストの増大が懸念されるとのことである。

一方、評価委員会においては、①記帳等の事務が濁酒製造事業者にとって過度に負担なのではないか、②税務執行コストの縮減については工夫の余地があるのではないか、③適正な税務執行の必要性に鑑み、本特例は引き続き特区で実施することが適当ではないか等の意見が示された。

このため、規制所管省庁は、関係地方公共団体とも協力しつつ、税務執行コストの縮減や税務事務手続きの簡素化の努力を図り、認定特区における濁酒製造事業者の納税申告実績、法令違反の発生状況等について調査を行うこと。  
当該調査結果については、平成18年度下半期の評価の時期に、税務執行コストの縮減や税務事務手続きの簡素化の状況を含め、評価委員会に報告すること。また、本特例の全国展開に係る評価は、規制所管省庁の報告を踏まえ、別途評価委員会が適当と認める時期に行うものとする。

## 「どぶろく特区」の実施状況

(平成 18 年 11 月 財務省主税局税制第二課「構造改革特別区域に関する調査報告書」より)

### ○ 調査対象者

調査対象期間（平成 17 年 9 月から平成 18 年 8 月）において、濁酒製造の製造免許を受けている者（62 者(63 場)）

### ○ 調査結果

#### 1. 納税申告事績

	今年度 [59 場]	前年度 [36 場]
期限後申告	7 場 (11.9%)	3 場 ( 8.3%)
期限後納付	6 場 (10.2%)	—
過少申告	7 場 (11.9%)	2 場 ( 5.6%)

(注 1) ( ) 内は、濁酒製造を開始している製造場全体に対する割合

(注 2) 特区に関する調査対象 63 場のうち 4 場は、免許付与後間もないため申告事績はない

(注 3) 過少申告の内容は、記帳が適正に行われていないことに起因した集計誤りのほか、数量測定誤りなど

#### 2. 法令違反の発生状況等

	今年度 [47 場]	前年度 [36 場]
記帳義務不履行	14 場 (29.8%)	18 場 (50.0%)
申告・承認・届出等各種義務不履行	11 場 (23.4%)	11 場 (30.6%)

(注 1) ( ) 内は、税務調査を実施した製造場全体に対する割合

(注 2) 特区に関する調査対象 63 場のうち 16 場は、免許付与後間もないため税務調査を実施していない。

また、特区内であれば誰でも製造可能との誤認による無免許製造の事例が 1 件確認されたほか、濁酒の無免許製造に関する風評が国税局等に複数寄せられており、国税局等において情報収集を行っているところである。

## 地ビール製造業者の経営状況

【1企業あたり製成数量規模別営業利益(平均)】

(単位:百万円)

製成数量	平成14年	平成15年	平成16年
60kℓ 以上	0.1	1.1	5.9
60kℓ 未満	▲ 2.3	▲ 2.6	▲ 1.9

(注)「地ビール等製造業の概要」(平成18年11月 国税庁)に基づき作成

## 特産品を使用した酒類製造の例

- ・ じゃがいも焼酎（単式蒸留しょうちゅう） 【北海道】
  - ・ にんにく焼酎（単式蒸留しょうちゅう） 【青森県】
  - ・ まつたけ酒（リキュール） 【岩手県】
  - ・ プラム酒（果実酒） 【秋田県】
  - ・ りんご酒（果実酒） 【山形県】
  - ・ みかん酒（果実酒） 【神奈川県】
  - ・ ぎんなん酒（その他の醸造酒） 【新潟県】
  - ・ さるなし酒（リキュール） 【長野県】
  - ・ 柿酒（果実酒） 【静岡県】
  - ・ マタタビ酒（リキュール） 【富山県】
  - ・ 黒大豆酒（リキュール） 【兵庫県】
  - ・ はっさく酒（果実酒） 【広島県】
  - ・ 長いも焼酎（単式蒸留しょうちゅう） 【鳥取県】
  - ・ すだち酒（リキュール） 【徳島県】
  - ・ 栗焼酎（単式蒸留しょうちゅう） 【高知県】
  - ・ ゆず酒（果実酒） 【愛媛県】
  - ・ ひまわり焼酎（単式蒸留しょうちゅう） 【福岡県】
  - ・ 牛乳焼酎（単式蒸留しょうちゅう） 【熊本県】
  - ・ ハブ酒（リキュール） 【鹿児島県】
  - ・ パイナップル酒（果実酒） 【沖縄県】
- など

（注）自治体又は製造者等のホームページの情報をもとに作成

○ 酒税法（抄）

（製造免許等の要件）

第10条 第7条第1項、第8条又は前条第1項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。

十 酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合

○ 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（抄）

第2編 酒税法関係

第10条第10号関係

3 一般酒類小売業免許についての取扱い

(2) 販売能力及び所要資金等

申請者等は、申請等販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金等並びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所要資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められる者である。